



生命尊重推進の会 天使のほほえみ

会報 第23号

イラスト © あべまりあ

発行所
天使のほほえみ

発行人 鎌田久子
編集人 野田滋美

『安倍政権、奇跡の復活』

日本再生へ！

理事長 鎌田久子

「甦れ、太陽の国日本」母体保護法改正に向けて「一泊研修会」は、成功裡に幕を閉じました。

「参加できて本当に感激しました。来年もぜひ開催して下さいね。」と涙を浮かべて握手を乞う皆様に、「至りませんのに」と胸がいっぱいになりました。

個人の幸福を得るためでなく、日本国家・世界各国の生命、日本民族・世界各民族の生命を、それぞれ尊び、生かし、守る気概を有して参加された方々は、なんと魂の気高い方々でしょうか。

一泊研修会の醍醐味は、講師と自分に語り合い、質疑応答の交流ができることです。

南出先生には、夜の九時までご講演。九時三十分から十一時まで懇親会にて、密度の濃いご指導を戴きました。

去年自民の総裁選で「奇跡の逆転勝利」を招き、暮れの衆議院選挙で、雌伏五年の安倍晋三氏が、見事返り咲きを果たしました。「太陽の国・日本」の申し子のような、安倍政権の誕生によって、日本も世界も変わり始めました。

その一つ、ロシアの大衆紙モスコフスキー・コムソモレツは、東日本大震災発生の日に対して、「北方四島を即時返還すべき」との異例のコラムを掲載しました。

しかも、「広大なロシアのほんの一部に過ぎない北方四島を、慈善目的で引き渡すことは、さほど惜しいことではない。むしろロシアが北方四島を返還すれば、政治家が個人的野心のため軍備を拡張し、国々が小さな利益を奪い合った『古い時代』に決別し、より人間的な『新しい時代』に進む最初の好例となるであろう」と結んでいます。

神武建国の理想「八紘一宇一世界はみな兄弟姉妹、共存共栄」の詔は、大東亜戦争によって、見事にその実現を果たしました。現に百力国以上の有色人種国が、白人の桎梏から解放され、独立しました。

新年を期して、「日本の先人の偉業を高く掲げ」、「諸悪の根源・現憲法無効、明治憲法復元改正を叫ぶ」元年としたいと思います。◇



平成二十四年度

一泊研修会のご報告

今年度も11月24日、25日の二日間、代々木の青少年総合センターにて一泊研修会を開催しました。



今回のテーマは「甦れ、太陽の国・日本」でした。

開会式では、山谷えり子参議、有村治子参議、衛藤晟一参議より心の籠った祝電を頂き、ご披露させて頂きました。ありがとうございました。

研修の中では、南出喜久治先生からは「現憲法無効論」を拝聴させて頂き、鎌田理事長からは「真理国家・日本」を講話して頂きました。

夜の部では、全員での自己紹介を含めた交流会があり、中でも子宮頸がん予防ワクチンの話が盛り上がりつつきて、急遽、南出先生に詳しく説明して頂きました。



行事終了後、宿泊棟で有志がロビーへ集まって、膝を交えての懇親会がありました。これまた大変盛り上がりしました。

翌朝6時に集合し、広場の国旗掲揚台で国家斉唱、皇居遙拝、ラジオ体操をして、明治神宮へ移動。参拝と拝殿正面横での「明治節」の奉唱を姿勢を正して行わせて頂きました。

センターへ戻り、両先生から講話の続きを拝聴し、最後に平岡辰夫さんの先導で万歳三唱をして、行事を終了しました。◇

お友達をお誘い下さい

年会費 個人	正会員	2千円以上
	賛助会員	5千円以上
	篤志会員	1万円以上
法人	一口	5千円以上

郵便振替口座
00100-6-316987
天使のほほえみ

(住所変更の際は是非ご連絡下さい)

一泊研修会 第二講演

弁護士 國體護持塾塾長 南出喜久治 先生

「現憲法無効論」序

— 真正護憲論で現憲法からの脱却を —

「占領憲法の無効確認決議」と「占領典範の無効確認決議」の両方の請願署名につき、東京都議会に非常にたくさんさんの署名を集めて頂き感謝致します。

真正護憲論は「大日本帝国憲法を守ろう」というものです。左翼の護憲は似非(えせ)護憲であり、改正論者もこの占領憲法を有効だととしてこれを守ろうとしています。

我々は大日本帝国憲法を守るという事で護憲と言わなければ運動は成り立ちません。時効だから占領憲法は有効だという人がいます。これは暴力容認です。それは理屈が通りません。真正護憲論とはここに大きな溝があります。

真正護憲論の理論

理論的問題として、真正護憲論では次ぎの様に理論を展開しています。

- ① 占領憲法は憲法としては無効である。
- ② 大日本帝国憲法は生きています。

③ 帝国憲法76条1項の「無効規範の転換」を摘要して、「無効の占領憲法を『講和条約』に転換し、講和条約の限度で有効である」とし、「占領憲法施行後にできた法律、裁判、行政処分等も帝国憲法に反しない範囲で有効である」とする。

占領憲法が無効であり、その下で作られた法律等も無効とするのは、それでは革命という事になるので、そういう状態を起さないためには、生きています。帝国憲法の下の法令として生きています。

帝国憲法は生きています

「帝国憲法がどうして生きています」と言えるのか。生きていますから我々は独立できたのです。もし、生きていないとすると、占領憲法第九條2項に「国の交戦権はこれを認めない」としてあるから、日本は講和条約が締結できず、独立できていないのです。

占領憲法一条は国民主権条項

昭和20年9月2日、GHQは「占領下においての日本語の公用語は英語にする。」と命令を真つ先に発した。公式官報は英語であり、日本語官報の二重構造になつていた。占領憲法も公式文書としては英語の Constitution of Japan が公布された。日本国憲法は英文の日本語訳です。憲法改正を言うなら、この英文憲法を見直す事から始めなければなりません。



英文憲法的第一条は The Will of the people と書いてある。これは「人民の意志」という事で、「国民」とは書いていない。これは、日本国民のみならず、在日の人間から外国人から、日本にいる人間全ての意志によるという事です。これはルソーの「多数決で決める意思」という事です。これは、「第一条は天皇条項と言われているが、実態は国民主権条項であり、天皇を家来として国民が

主人であるという事を規定した条項」です。こんなけしからん憲法が憲法として認められますか。

占領典範「無効」の理由

又、帝国憲法では皇室典範と帝国憲法が同列の法律になつていたが、現状では皇室典範が占領憲法の下に位置づけられています。現在の占領典範は、同じ名前でも皇室典範と法令偽装した、ただ単なる皇室統制法です。

明治時代は「皇室典範は」皇室の家の法律、家法ですので、帝国議会に承認を得る必要もなく、公布も何もされていないものです。ご皇室の自治自立が認められている。「臣民の分際で口を出すような事は許されないので。明治典範では、成人男子の皇族が皇族會議を構成され、皇室の事項を決められる自治自立が保障されていた。

現在の似非典範では、皇室會議の構成は国会正副議長、最高裁長官、内閣総理大臣、宮内庁長官等、10人の内、皇族は2人だけです。これは皇族會議でも何でもありません。

ある家庭において結婚とか何とかを決める時に、その家族、時には親族が集まって決めれば良いのに、身内は2人だけで、町内会長とか、市長とか、赤の他人が入って来て、家族の事を決められてし

まうと言う事になつたら大騒ぎする事になる。それなのに皇室は何も言えないのが現状の占領典範です。「占領典範は皇室禪任法」です。もとより無効なものです。全部明治典範にお返しして、皇室の自治自立を奉還すべきです。

典範の奉還が我々の任務であつて、保守系の人達が左翼と論争して女性官家反対とか言っているが、そんな事は明治典範に奉還すれば、全て解決します。それを左翼と肩を並べて、現占領典範を改定するとか言うのは、国民主権の名の下に皇室を見下しているのではないか。我々が声を上げるなら、ご皇室の自治自立を回復するために、明治典範に奉還するんだと、その運動をすべきであつて、容喙(ようかい)横から口出す事(ようかい)すべき問題ではないという事を言うべきです。



占領典憲「無効決議」の運動

そのため憲法論だけではなく、典範論としても理論を組み立てなければならぬと言いつつ、占領典憲の無効の確認も、奉還するという運動、もちろん憲法と典範は車の両輪なので、「占領憲法と占領典範は無効である」という確認決議をする運動」を始めました。

石原都知事(当時)が、議会に提出された請願に答弁して行くという形で、現憲法の無効を公式な議事録に残して行くという事での動きをしました。又、石原都知事は4月にワシントンへ行って、尖閣問題の話と同時に、憲法は無効で破棄するという破棄通告をしてくれました。

都議会へ5000人の署名を集めて、土屋さんの尽力で会議室を借りて集会を開いた。6月13日に都議会で土屋議員の代表質問で石原都知事に占領憲法無効の質問してもらい、明確に「占領憲法は無効であり、こんな愚妻とは別れるべきだ。」との回答をもらった。

11月には衆議院集会と日比谷公会堂から銀座へデモをやりました。それでもメディアはどこのも報

道してくれませんでした。それほど無効論は毛嫌いされているのです。改正論者でない報道してくれませんか。無効論は石原都知事が発言し、発信しても報道してくれない、これが現実です。戦後の最大のタブーが無効論なのです。

講和条約を締結できた根拠

憲法の問題に話を戻しますと、「日本が独立できたのは帝国憲法が生きていたお蔭」です。占領憲法が憲法ならば、第九條2項の「交戦権はこれを認めない」と書いてあります。

マッカーサーは英文の草案を吉田茂外相官邸にケデーイスとホイットニーを遣つて、「これを呑まなければ陛下のご一身はどうなるか分らんぞ」と恫喝した。その時に発した言葉が "Hitler's beligerancy" の文章だった。これは交戦権と訳されている。アメリカ憲法には "War Power" 戦争権限と書いてある。戦争も一つの外交手段であり、戦力を用いる外交が戦争です。

「戦争権限」というのは、宣戦布告、戦争遂行、戦争終結、講和までの一連の行為」を言います。帝国憲法にはこの戦争権限がはっきり書いてある。戦争を

始める宣戦布告大権、戦争を遂行する統帥大権、戦争を終結する講和大権です。ところが、「占領憲法には交戦権が無いため、講和も出来ない」状態になっています。サンフランシスコ講和条約(昭和27年4月28日発効)には、「この条約の発効と同時に連合

国と日本との戦争状態が終結する。」と書いてある。戦争状態を終結して講和するのは講和大権であり、交戦権です。交戦権のない占領憲法では講和条約は結べません。なぜ講和条約が締結できたか。それは帝国憲法が生きていたからです。

法律学者には、講和条約も一般条約と同じと言っている人がいる。一般条約は独立国でないと締結できない。支配されて独立していない国家が独立する事が可能なのが講和条約です。占領憲法73条には一般条約の事しか書いていない。条約締結権があっても交戦権がなかったら講和締結できないんです。「帝国憲法が生きていたから講和・独立できた」のです。



ついでに言うと、昭和47年に北京で田中角栄と大平正芳が日中共同声明を出した。その声明が締結できたという事は、少なくとも昭和47年までは帝国憲法が生きていたという現存証明になっている。それ以降に、帝国憲法が失効、消滅したという事を証明しない限り、生きたままという事になる。

3/16 玉音放送の根拠

直近では、昨年3月11日の東日本大震災において、3月16日に今上陛下の御眞影付き玉音放送が出ました。真つ先に自衛隊を慰労され、自衛隊を無条件に容認される発言をされました。

しかし、占領憲法では自衛隊は違憲が正しい判断です。占領憲法では国政に関する権能は有しなるとされている天皇が、国政に関する発言をされたとか誰かが批判しましたか。誰も批判していない。誰も批判をしていないと言つて、何らかの意味で合憲だからです。それは何かと言つて帝国憲法に照らして合憲だからです。占領憲法に照らしたら完全な違憲発言です。陛下は大日本帝国の統帥権の総覧者として発言されたのです。そういう目で見れば、これは帝国憲法8条の緊急勅令な

のです。やはり帝国憲法が生きている現存証明です。関東大震災でも緊急勅令が出ました。関東大震災に勝るとも劣らない東日本大震災において、緊急勅令が出るのは当たり前ではないですか。陛下の大御心からすれば当然の事でありま



す。我々は陛下のために死ぬ事ができるが、菅直人のためには死ねないではないですか。緊急勅令でただだけの人が勇気づけられた事か。自衛隊は命がけでやってくれた。皇軍、皇御軍(すめらみいくさ)だからです。

朝鮮戦争参戦、イラク参戦、カンボジア参戦も、全て武装している限り威嚇であり、占領憲法違反を際限なくやっています。こんな実効性のない法律は、法律として無効です。この一事だけでも無効です。

「諸悪の根源、現憲法」というのは当たり前」のことです。「拉致問題、領土問題、教育問題、母体保護法問題、全てその問題は占領憲法に行き着く。」

占領憲法無効の理由

無効の理由はいっぱい有るが、大事な話をする。『陛下』自身が帝国憲法の改正を發議しておられない」という事です。帝国憲法においては、「陛下が改正の發議権を持つておられる。」「發議権の行使があつて帝国議會に諮るといふ事になつてゐる。しかし、實際はマッカーサーが改正草案を作つて、それを翻譯して政府案にして出しただけ。一度も陛下の發案なり御意思は一つもなかつた。これは改正大権違反なのであり無効です。ましてや、「帝國議會では改正發議された案を修正する事ができないで、その案をイエスカノ一かの二者択一しかできない事になつてゐた。それが当時の憲法学界の定説」だつた。それは、帝國議會で修正が限界なくできるといふ事であれば、陛下が發議された事を良い事に、全部をこうするといふふうに変更する事も可能ではないかという危惧からだつた。それは、議會に帝國憲法改正の發議権を認めるといふ改定もできる事になり、天皇大権にのみ發議権が帰属してゐるといふ帝國憲法の制度を全く否定する事になるからです。

又、帝國憲法75条には「摂政の置かれる間は憲法及び典範は改定する事を得ず」と定めてある。つまり、「改定の發議は天皇御一身の一身専属的な権限だ」といふ事です。それからしても、GHQが容喙(ようかい)して、憲法草案を作る事自体が違反してゐる。GHQは摂政以上の権限、天皇の上の機関だから、摂政以上の権能を持つ者が占領してゐる間に憲法を改正するといふ事は絶対に認められない事です。当然これは無効です。

復元・改定の方法

「ハーグ國際條約上から言つても無効」です。言い始めたらいくらでも無効の理由はあります。それでは、どういふ方法で復元・改定していくかと言ふ方法は次の通りです。①復元しようと言つてはなないので、國民の意識において復元してゐる事を再發見する。「國民の意識の復元」をする事です。②改正は帝國憲法の不備をどうするかです。例えば貴族院とか機関的に欠損してゐるところ等をどういふ風にするかです。

復元・改正は緊急勅令で

これを実施する法的根拠は、ポツダム宣言受諾時の終戦の緊急勅令(鈴木貫太郎内閣で草案作成)で可能で、「緊急勅令は法律と同格の法律」です。帝國議會で承認されたら法律として同格の効力を持つてゐる。ポツダム宣言を受諾してから、ポツダム緊急勅令によつて法令を対応し、占領下においては、緊急勅令で何もかもずつと推移してきて、占領下において没落してゐる段階では、その緊急勅令によつて敗戦処理がなされて行つた。

その逆で、「帝國憲法の再生も、緊急勅令を使つたら良い。緊急勅令によつてありとあらゆるものを補正して行けば良い。」

占領憲法も無効だし、占領典範も無効だから、111宮家が皇籍を剥奪されたといふのも、元々当然元に戻つてゐるので、旧皇族ではなく、現皇族なのです。「長い間最大の戦争犠牲者は皇族なんです。戦争において、天皇を含めて皇族に何の落ち度がありましたか。何も無いではないですか。先帝陛下の御聖断によつて戦争が終結した。感謝する事があつても、その恩を仇で返すような占領典範を作つて、皇族を弾圧するとは何事ですか。」

元に戻す事は改正論ではできません。改正論を言う人は、日本をいづつどういふ風にして元に戻すかのロードマップ、行程表を示さなければなりません。

占領憲法では守れない

「この占領憲法が憲法なら、自衛隊は違憲の存在だし、交戦権はない。この状態で尖閣を支援が攻めて来て占領されるまでの間の迎撃戦は正当防衛としてできるが、取られてしまつてからの奪還行為は正当防衛ではないので、交戦権がない以上実施することはできません。現実に占領憲法下では尖閣が取られたら竹島状態、北方領土状態になつてしまふんです。」それを誰も政治家は指摘しない。緊急事態の時どうすべきかを緊張感を持つて言う人は一人もいない。しかし、こういう状態であっても、自衛隊は戦うでしょう。なぜなら、自衛隊は帝國憲法の軍隊だからです。

承詔必謹論への考察

國民の中には、承詔必謹(詔を承つては必ず謹め)という事を考へて、天皇陛下が發布された現憲法は守らねばならないから、現憲法は有効だと言ふ人が

います。しかし、それでは帝國憲法は天皇主権だつたかと言ふと天皇主権ではない。天皇主権から國民主権になつたといふのは大嘘です。

戦前、美濃部達吉博士が天皇機関説を称へて大論争になつた。これは、天皇は天皇主権なのか天皇機関なのかという論争です。政治家、特に陸軍は天皇主権説で論陣を張つた。学問、司法、学校では天皇機関説だつた。政治的には天皇機関説は敗北したが、その後も學問的には天皇機関説のみだつた。先帝陛下は論争終了後に「この論争は美濃部の方が正しい。天皇主権説を是と言ふなら、帝國憲法を修正しなければならぬ」と仰つてゐる。

又、御聖断について、昭和天皇独白録にて、「2回だけ自分の意思を貫いた事がある。それは、2・26事件の時と、ポツダム宣言を受諾した終戦の時である。」と仰つてゐる。

これは「占領憲法發布は自分の意思ではない」といふ事を仰られた事になる。だから、承詔必謹を以つて天皇陛下が仰つたからというのはいふまでもないという事です。公布行為といふのは単なる形式行為でしかありません。

真正護憲論での法体系

真正護憲論は占領憲法が無効だからと言って全否定するものではない。憲法としては無効だが、「講和条約の限度において有効」であると言っている。

帝国憲法76条1項の規定に、名称の如何を問わず憲法だとか、条約だとか、法律だとか、政令だとか、この憲法に反しないものは遵守の効力を有し、その限度で有効であるという規定がある。占領憲法が講和条約にできるという根拠は、76条の無効のものでも有効に解釈する事で有効とするという「無効規範の転換」によってできる、と言う事によります。

「憲法というのは自分の国だけで作る単独行為」です。それを「GHQから言われて、丁々発止とやっていくのは条約と一緒」である。吉田茂もこれは条約と一緒に言っている。

その講和条約の一環として締結されたという事に転換して、講和条約の限度で有効だというのは理に叶った理屈です。又、その下の法令も帝国憲法に違反しない限度で維持することができるので、法的安定性は保たれる事が保障されると言っている

のです。

「一番上に帝国憲法が存在し、13条の講和大権に基づいて、日本国憲法と称する転換された講和条約、東京条約が存在する。そして、その下で作られた法律とか一般条約とかの法体系が存在する。」そういう体系になっている。これは承認必謹論にも反しません。

真正護憲論は万能理論です。この理論を使えば、領土問題も、拉致問題も、教育問題も、母体保護法も、ありとあらゆる問題が解決するんです。

愛の人

わたしが元気をなくした時
あなたは駆け寄り
額をすりつけ
歌うようなやさしい声を出す

わたしがニコニコ楽しい時
あなたは瞳を輝かせ
駆けまわって
からだいっぱい わらう

愛されているのは
護られているのは
わたしなのかもしれない
「いのち」より

強く美しい国家再生は、母体保護法改廃から

新聞アイデンティティ主幹 葛目 浩一

国家再生の切り札であるわれわれ待望の第二次安倍晋三政権が始動して一ヶ月を経過しました。経済再生計画、防衛費増額など直面する問題に次々と政策を打ち出す首相に頼もしさを感じるのは筆者だけではないと思います。

だが、安倍首相の抱える国家的課題は、経済問題や、尖閣・沖縄など国防問題だけではありません。直面する人口減少、高齢化こそ国家存亡の危機なのです。

平成十七年(二〇〇六)の一億二七七四万人を頂点として、わが国の人口は年々減少し、この傾向が続けば、二二〇〇年における人口は今の半分の約六千万人に減少すると予想されます。現在の少子、伊、独などヨーロッパの中小国並の規模となります。

人口減少は、労働力の縮小、年金などの社会保障等、経済全体に大きな影響を与え国力衰退を及ぼします。

わが国の人口減少、出生率低下の要因は、女性の高学歴化、晩婚化、未婚化、住環境の変化などがあげられていますが、何と云って

も、折角胎内に生命を宿しても、闇から闇に葬られる人工流産が最大の原因と考えられます。その人工流産を正当化したのは、戦後、米占領軍によって行われた日本弱体化政策の一環として法制化された「母体(優生改め)保護法」の施行が原因です。戦後、一説によると人工中絶された胎児の数は一億人を数えると言います。

戦後行われた米占領軍による日本弱体化政策は、東京裁判、米国製憲法、教育の支配、国体の否定、言論統制、歴史の改竄と挙げられ、いずれもわが国民の精神を蝕んだ罪は大きいのです。だが、国家成立の根本要因である国民の減少をもたらした点で「母体保護法」は、日本を再び強国として甦えさせないという米占領軍の目的に一番沿った施策と言えます。まんまと術中にはまった不甲斐なさに悔しさが募ります。

安倍首相は「戦後レジーム打破」を政治理念として再登板しました。歴代の宰相の中でこのような高度な、歴史的課題を理念として掲げた人物はいません。

戦後レジーム・戦後体制と言えば、「優生保護法」は戦後の悪の落とし子の最たるものです。

安倍政権復権を絶好の機会に、「天使のほほえみ」は政権に、政権支持の人々に、否、全国民に「母体保護法」の改正と人工妊娠中絶の要因事項から「経済的理由」「身体的理由」を削除する働きかけを行わなければなりません。



ふたつの瞳

まんまるの
きれいな瞳がふたつ
母をみつめる

母の弱さ 母のするさ
見通すような
まっすぐな美しさ

その瞳に
胸が痛むことがある
その瞳に
教えられることがある

「いのち」より
にじだひろみ

「子宮頸がん予防ワクチンの危険性」 交流会にて

弁護士 國體護持塾 塾長 南出喜久治 先生

子宮頸がん予防ワクチンは、英・グラクソ・スミスクライン社の「サーバリックス」と、米・メルク社の「ガーダシル」があります。「ガーダシル」はものすごく副作用が強くて、いくつも死亡例がある危険なワクチンです。「サーバリックス」は平成22年に民主党・厚労省がキチンとした検証もなまま認可してしまい、11才から14才の少女に国家予算で無償接種させる様になっています。

癌予防ワクチンではない

そもそも子宮頸がん予防ワクチンというのは、ヒトパピローマウイルス（HPV）の予防ワクチンです。子宮頸がん予防ワクチンという名前そのものが偽装です。癌の予防ワクチンではありません。ヒトパピローマウイルスは癌を発症するウイルスではないのです。昔、ドイツのハウゼン博士が「HPVに感染した人が子宮頸がんを発症して、HPVが子宮頸がんの原因だ。」と発表してノーベル賞を取ったが、それは間違いだったと

いう事が分かりました。発表したのは、子宮頸がんにかかった癌細胞からHPVのDNAが発見されたという事だけだった。これではHPVが子宮頸がんの原因であるかという事に対し、関連性はあるかもしれないが因果関係が証明されていない事を意味しています。米国の厚生省に当る食料医薬品局（FDA）が、「HPVは癌を発症するウイルスではない」とハッキリ言い切りました。

HPVは性交渉未経験の女性の体には存在しません。HPVは、HPVに感染している男性と性交渉をすれば必ず感染するウイルスで、しかしそれは決して毒性のものではなく、すぐ体外に出て行くものです。HPVに感染していない男性との性交渉では全く感染するものではありません。不純性交渉のない純粋な男女の一生に亘る性交渉では全然関係のないものです。

国家買上げの異常性

その上「サーバリックス」は、HPV遺伝子型が百種類以上ある

の中で16型と18型の2つにしか効きません。日本人の感染するHPVに対しては4割程しか効きません。それ以外は別のウイルスです。日本人の中で4割程度しか予防ワクチンは効かないのに、全少女に無償接種させようとするのはおかしい事です。無償化という事は、国がワクチンを買ひ上げていると言う事で、国がものすごいお得意さんになっている事です。製薬会社はものすごい営業をしています。



「サーバリックス」は8年間しか効力がないと言われているHPV予防ワクチンです。だから、11才の少女にサーバリックスを打つという事は、若年性交渉を認める方向になっている事になる。そして、少女が青年になった頃にはその効果が無くなっているなら、子供に何のために打つのか、子供の治験データは何も無いのです。それでもどんだん打たれているのは、本当に恐ろしい事です。

問題の「サーバリックス」は、

厚労省が認可する前から、共産党系の「新婦人の会」の団体と、公明党、創価学会系の団体とが旗振りをしていました。医薬品として認可される前から、政党が営業の旗振りをしていて、認可したら一遍に広げられてしまいました。普通では考えられない事です。公明党の松あきらの旦那はグラクソ・スミスクラインの顧問弁護士をやっています。そういう明らかな裏があるのです。

ワクチンで人口抑制！

アメリカのビル・ゲイツ財団は何億ドルという巨額な資金をワクチン開発による人口抑制の目的のために出しています。そのお金がワクチン普及のために使われています。日本で認可前から旗振り役をする共産党系や創価学会系へはそう言う金が流れているという事は充分に推測できます。

ビル・ゲイツは何を言っているかというところ、「ワクチンを、人口爆発している未開発の発展途上国に、どんだん普及する事によって、人口抑制をする。」と断言しています。人口抑制をするという事は、不妊症を作るといふ事です。

だから、私が完全な「不妊ワクチン」、つまり「断種ワクチン」だと言いつつ切ったのも、そういう狙いがあったであろう言うワクチン開発がされているからです。

韓国も中国も、一切こういうワクチンを取り合っておりません。「我々は、日本人ほどバカな民族ではない。」とハッキリ言い切っています。中国にはこのワクチンが入っていません。だから日本だけにドツと入ってきます。日本は「医薬品の産業廃棄物処理場」とハッキリ外国の人間に言われています。

「インフルエンザワクチン」も同じ事です。インフルエンザワクチンを投与してそのワクチンの副作用での死亡率と、何もワクチンを打たないでインフルエンザに罹つての死亡率を比較した時、ワクチンを打った人の死亡率は約6倍も高いのです。まさにそういうワクチンは「殺人ワクチン」だと言っているのです。



ワクチンが効いた例がない

免疫学権威の新潟大学教授・安保徹先生は、「ワクチンが効いた例がない。」と言っておられます。今までのワクチン「天然痘などもいわゆる「生ワクチン」で、効いた様に見えるけれど、これはプラシーボ効果、すなわち擬薬効果です。「この薬は効くぞ、効くぞ」と思っただけでいると、歯磨き粉でも直る事があるのと同じです。人間の免疫力は、気分が高揚して免疫力が活性化して高まって、それによって直るという事がある。何か疫病が発生して、そのワクチンが出てくる頃は、ほとんど防疫的措置、保健的措置(消毒、隔離、感染予防対策等)が取られていて、対象の病気が少なくなってきたので、ワクチンが効いた様に見えるけれども、実際はほとんど効いていない。

ワクチンと免疫力

ワクチンは「不活性ワクチン」と「生ワクチン」があります。両方ともひどいものです。

「不活性ワクチン」は、言わばウイルスを殺してその死骸を体内に放り込むものです。

「生ワクチン」は生きたもの

を半殺しにして入れるものです。半殺しにして傷だらけになつて弱っているウイルスを放り込んで、それに対する免疫で抗体を作つて、それで治るといふやり方です。強いウイルスに勝つた抗体ならそれより弱いものに勝つのは有りうると考えられるが、本物の元気なウイルスが体内に入ってきた時はその抗体がそのウイルスに勝てる保障は無い事を表しています。安保徹先生の「ワクチンなんて効いた例がない」というのは、それを指摘されておられるのです。

病気に勝つという事は免疫力を高めることです。子供のハシカが流行つたら、学校を閉鎖しないで、学校を開いて、皆んなに移させて免疫力を高める事です。これは乱暴な意見ではありません。これは、まさに体を強くするために、近所にハシカの家があったらその家に行つてハシカを移してもらいなさいと言われるくらいの方が良い。実際、私の子供の頃にはそうでした。(野田もそうでした。移してもらいに行きました。)

それを、無菌状態にして、移らない様に、移らない様にするから抵抗力がなくなつて、免疫力が低下して、子供は少子化ど

ころか劣子化して劣っていく訳です。

日本はワクチンのドル箱

そう言う問題があつて、母体保護法の問題とワクチンの問題と、本場にリンクしているんです。日本に、なぜこんなにワクチンがボンボン入つているかというのは、日本がドル箱になつていっているからなんです。



アメリカでは治験者(人体実験者)は給料を貰うんだけど、日本向けワクチン開発の実験台になるためのギャラは3倍も高いんです。広告でどんどん募集をしています。

しかし、オバマ大統領の娘はワクチン打っていません。ワクチン打つなど言っています。上層階級の娘は絶対にワクチン打ちません。

認可審議の異常性

「サーバリックス」の治験においては、プラシーボ効果のため、サーバリックスを本場に打つ人

と、擬薬を打つ人との比較をします。最終的にワクチンを投与した人は流産率が高いという結果が出ています。しかしそれを日本の厚生労働省は統計的な誤差だと言つて認可して、2回の審議会を通してしまつています。2回目の審議会の日に、ガーダシルを打つて死亡した例がありました。そういう事が有つたら、ワクチンのために死亡したのか、そうでないのか、医学的に検証しなければならぬのに、即日「因果関係はない」と発表しています。

どうしてそういう事が言えるのか。正しい事を言えないのは、製薬会社や関係団体から、鼻薬を嗅がされている(賄賂)と思しき人が旗振りをしているからです。

今は、グラクソ・スミスクラインは大儲けしています。サーバリックスとインフルエンザワクチンで、恐ろしいほどの金儲けをしています。日本政府が全部買い上げているからです。日本政府が大お得意さんなんです。

売り込みの営業をする時は、一番うるさい所へお金を注入するんです。日本では共産党や公明党がうるさいから、そういう

所へお金を注入するとうるさくなくなる。そうすると、いくらでも営業の推進ができるんです。そう推測できます。官僚支配体制を打破しないとイケません。自民党、民主党、公明党等、全党的に反対しなかったのは、お金を注入されているからにほかならないからと思つたのです。

ワクチンの危険性

女優の大原麗子さんがグラインバレー症候群で亡くなったが、その原因は、ロケでインフルエンザで倒れてしまつたと迷惑が掛るので、インフルエンザが流行り出すと必ずワクチンを打つていた。そのため、自己免疫疾患症になつて、自分の細胞を異物として攻撃するという病気になるつてしまつたからです。異常な病気で。

ワクチンは粒子としてデカイものです。今までのワクチンの開発は粒子が小さかったが、それをスクワレンという鮫の油で巻きつけて、でっかいボタ餅の様なものを作る様になりました。



た。それまでは小さな粒子を血管に入れていたものを、だんだんでかいものを血管に入れる様になって来ました。そうしたら、体は驚いてしまいます。そうすると、それに対して異常な反応をする様になります。それを何度も続けていくと自分の細胞を異物として攻撃する様になります。男の子なら精子、女の子なら卵子を自分の異物として攻撃するから、「流産」したり、「無精子症」になったりします。

だから、今の様にワクチンを完璧にやって不妊症にさせてしまったら、断種してしまう事になり、母体保護法改正も必要ないと言ふことになってしまいます。中絶をさせない様にしようとしても、妊娠もできなくなっている可能性があります。

阻止運動、多勢に無勢

私は、3年前の認可が決まる時にはいろいろな事をして、阻止しようとしたが、政治家、行政の結託によって、どうにもできませんでした。ものすごい厚い壁です。

今は仕方がないから、できるだけ広く「サーバリックスを打つてはならない」という事を伝える運動をしています。しかし、

多勢に無勢です。グラクソ・スミスクライン社はサーバリックスの宣伝をボンボン金の勢いで流しています。メディアは絶対に非難しません。それは広告料のドル箱だからです。我々の声は全部かき消されて、新聞、テレビは一切非難をしません。

こうしている間にも、日本の次の世代を生む使命のある11〜14才の大和撫子の少女達にサーバリックスが打たれて、不妊症、習慣性流産が多発して、少子化に拍車をかけて行く状況になる事はがゆく思っています。子供、お孫さん、特に女の子に関して、それこそ母性を守るために、絶対にワクチンに頼つてはいけません。

多くの人に伝えて下さい

ここまで来ていますから、なかなか食い止める事は難しい。だから、自己防衛を図る事、それを口コミで伝えていく事しかないのです。どんどん伝えて行って下さい。



今後の行事予定

1、沖繩に捧げる

感謝の歌と講演の集い

日時 3/16(土)

場所 那覇市 波上宮

講師 鎌田理事長

17(日)・18(月)

戦跡 感謝を捧げる慰霊

「尽忠の精霊に告ぐる詞」

を戦跡でお読みする。

2、北海道 旭川講演会

日時 調整中 4月下旬

場所 調整中

3、総会、記念講演会

日時 5/30(木)

講師 調整中

場所 たづくり 映像シアター

調布駅南口歩3分

4、首都圏研修会

日時 9/28(土)

場所 代々木青少年センター

センター棟405号室

小田急線「参宮橋」歩7分

5、代々木一泊研修会

日時 11/23(土)24(日)

講師 未定

場所 代々木青少年センター

カルチャー棟・工芸室

活動報告

昨年11月から1月までの活動としては、一泊研修会と、12月16日総選挙に向けた選挙応援と、女性宮家創設反対活動が大きなものでした。

・一泊研修会は既にご報告の通りです。南出先生、鎌田先生、両先生より、憲法、典範、真理、国家日本の深い話しを熱くご講話頂き、又、ご参加の葛目浩一先生、吉川良彦さんからも、母体保護法改正や日本再生に向けた発表があり、自己紹介他の参加者の熱い思いの発言が限りなく出ました。

又、閉会では、三鷹市議の吉野和之先生からもこの運動に向けた思いと、目前の総選挙で民主党反日政権を引きずり降ろし自民党への政権奪還をし、ぎりぎり踏み止まっている日本の崩壊の危機を必ずや押しとどめ、この日本を天皇陛下を戴く美しい国家、力強い光り輝く国家に取り戻して行きたい。これが日本に残された最後のチャンスと捉え命をかけて、地元で選挙活動をして行きます、と真剣な挨拶をして頂きました。

元より、私達は真正保守の団

体なので、理事長以下皆んなはこの選挙は日本に与えられた最後のチャンスとして総選挙への応援、支援を積極的にするつもりの方が大半ですから、この吉野市議のお言葉には、皆「よし、やろう」と燃え上がられたと思います。

今回の一泊研修会は、後から「感激した。」「良かった。」「来年も開催して欲しい。」「という声がいくつも理事長に届きました。

・女性宮家創設に関するパブリックコメントが実施され、民主党の日本解体最後の置土産にさせてはならないと、知人、友人へ広く反対の意見を出してもらいうように依頼しました。結果は反対圧倒的多数として、法案中止となりました。ありがとうございました。

編集後記

この度の自民党大勝、安倍政権誕生、これより嬉しい事はありません。日本は救われました。

